

お知らせ

山武市防災訓練

市では、災害に強いまちづくりを
目指して防災訓練を実施します。

今年度は、昨年3月11日の東日
本大震災を教訓として「津波避難
訓練」を、市内の海岸地域を対象に
行います。

対象地域の皆様のご協力をお
願いします。

日 時 3月11日(日)午前9時～11
時(荒天の場合は中止)

※訓練の開始は、防災行政無線の放送
が訓練スタートの合図となります。

訓練対象地域 成東地域・海岸地
区・蓮沼地域全域

訓練の内容 訓練の詳細は、対象地
域の皆さんに改めてお知らせします。



日頃の備えとして、家庭で防災
会議を実施し、家族みんなで防災
意識を高めましょう。また、非常時
に役立つものをひとまとめにした
非常持ち出し品を日ごろから用意
しておきましょう。

問 総務課消防防災係

☎(80)1116

販路拡大を目指す

駅ナカ出展者大募集!!

市では毎月
3日間、JR
千葉駅構内に
て市の野菜や
特産物の販
売、観光PR
を行っていま
す。生産者自
ら、農作物や
手作り商品を
持ち寄り、消費者の皆さんと会話を
楽しみながら販売してみませんか。



対象品目 市内産農作物・果物、海
産物、商工業品、工芸品等(常温
で陳列できるものに限る)

※一部取扱できない商品もありま
す。また、販売にかかる旅費等の費
用は自己負担となります。

問 わがまち活性化課新規事業室

☎(80)1214

山林の所有者届出制度 が4月からスタート

昨年4月の森林法改正により、
今年4月以降、山林の土地の所有
者となった方は市町村長への事後
届出が義務付けられました。

届出対象者 個人・法人を問わず、
売買や相続等により山林の土地
を新たに取得した方は、面積に

関わらず届出をしなければなり
ません。

※国土利用計画法に基づく土地売買
契約の届出を提出している方は対象外
届出期間 土地の所有者となった
日から90日以内に、取得した土
地のある市町村の長に届出をし
てください。

届出事項 届出書に、届出者と前
所有者の住所氏名、所有者とな
った年月日、所有権移転の原因、
土地の所在場所・面積とともに、
土地の用途などを記載します。
添付書類として、登記事項証明
書(写しも可)または土地売買契
約書など権利を取得したことが
分かる書類の写し、土地の位置
を示す図面が必要です。

問 わがまち活性化課バイオマス推進室

☎(80)1213
千葉県農林水産部森林課森林政策室
☎043(223)2951

農地の違反転用は 絶対にやめましょう

①農地法の許可を受けず、農地以
外の用途に使用している場合
は、違反転用となります。
②農地を埋立てして農地として使
用する場合も、届出または、許可
が必要となります。

③違反転用した事業者はもちろん
のこと、土地所有者(地主)も違

反転用となり、厳しい措置が取
られます。

**農地を狙った『甘い誘い』には、ご
注意下さい**
事業者「資材置き場にしたいので
〇〇万円で貸して下さい」
地 主「資材置き場としてなら貸
しましょう(こんなにお金がもら
えるのなら...)」

しかし、その後、地主は、農地の
違反転用として処罰されるほか、
産業廃棄物の堆積違反などの対象
になります。

また、違反転用した事業者が行
方不明になると、残された産業廃
棄物は、地主が撤去することにな
ります。

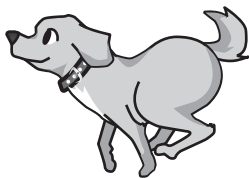
問 農業委員会事務局

☎(80)1241

犬も大切な家族の一員 マナーを守って飼おう

犬などのペッ
トを飼う際、一番
大切なのは、飼い
主がペットや周
辺環境に注意を
払い責任を持っ
て飼うことです。

犬は放し飼いにせず、必ず繋ぎ、
散歩中も引き綱をつけ、フンは必
ず持ち帰りましょう。



問 環境保全課

☎(80)1161